

令和7年度川口市シティプロモーション業務委託仕様書

第1 適用

本仕様書は、シティプロモーション業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

第2 業務の目的

本市の強み・利点・長所を魅力的に発信するシティプロモーションを実施することで、市内在住者の地域愛の醸成と、市外在住者に対する本市の知名度向上等を目的に、本業務を実施するもの。

第3 前提となる考え方

本業務委託においては、イベントの実施、動画サイトの活用、フォトコンテストの開催など、幅広いコンテンツの中から、本市の魅力を効果的に多くの人に周知できる業務を行うものである。

第4 各種条件

企画提案の際に、本市から求める条件は、以下のとおりとする。

- (1) プロモーションのメインターゲットは移住・定住を検討している若者世代及び子育て世帯
- (2) 本市の魅力を的確に表現でき、インパクトのあるもの
- (3) 各種法律、法令を遵守し、公序良俗に違反することがないもの
- (4) 特定の企業の宣伝に該当しないもの
- (5) 特定の政党、その他政治団体の政治活動及び選挙運動に該当しないもの
- (6) 特定の宗教団体の活動に該当しないもの
- (7) 特定の人、組織、団体に対して誹謗中傷及び名誉を棄損しないもの
- (8) 提案された内容で、必要な写真・動画素材が必要な場合は、受注者が撮影を行うこととするが、市が保有するものについては提供可

第6 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

第7 履行場所

提案内容により調整する

第8 委託料について

14,810千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約に係る上限額とする。なお、これを超えた提案は失格とする。

第9 その他の要件

(1) 著作権

受注者は、本業務の成果物に係る肖像権・著作権を発注者に譲渡するものとする。ただし、写真等の素材で他に肖像権・著作権を有している者がいるものについては、本業務に関連する場合にのみ使用できるものとする。

(2) 個人情報保護

受託事業者は、川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)及びその関係法規を遵守することとする。

(3) 留意事項

受託事業者は、次の事項について遵守することとする。

- ① 川口市の条例、規則等を遵守し、業務を遂行すること。
- ② 作業に着手する時点で体制図、詳細なスケジュールを提出し、随時、最新版に更新すること。また、本作業の進捗状況について、定期的に川口市に報告するとともに、その進め方、手法について、川口市と打合せを行うこと。
- ③ 受託事業者が作業するための環境（作業場所、機器等）は、川口市は原則として提供しないが、川口市との協議を行うための会議室は、可能な範囲において川口市が用意する。
- ④ 秘密保持に係る誓約書、入室に要する入庁届など、書面の提出が必要となる場合には、川口市の指示により提出すること。

第10 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第11 仕様書の変更

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、変更することができるものとする。

第12 その他

- (1) 本業務で収集した情報は、本業務の目的以外に使用することはできない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

第13 問い合わせ先

川口市市長室広報課 担当 齊藤

住 所 〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

Tel 048-258-1110 内線10604

Fax 048-258-1119

E-mail 030.02000@city.kawaguchi.saitama.jp